

# 壮瞥町商工会 商工業振興緊急対策助成事業実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、壮瞥町商工会（以下「商工会」という。）が新型コロナウイルス感染症感染拡大防止及び緊急経済対策として壮瞥町から補助金交付を受けて、商工会員等に感染防止対策事業を奨励し事業継続と経営安定を図ることを目的として行う助成事業等について必要な事項を定める。

## (助成金の対象)

第2条 商工会は、次に定める事業を推進する商工会員に対し、助成金を交付する。

- (1) 感染拡大防止対策に必要とされる事業
- (2) 事業継続に必要とされる事業
- (3) その他必要な支援

## (助成金の対象者)

第3条 商工会は、前条に基づき、次の区分を対象に助成金を交付する。

- (1) 令和2年4月1日現在、壮瞥地区の商工会の一般会員（基本助成対象者）（2次・3次産業者に限る）
- (2) 壮瞥地区の前号以外で、別表1に定める確認事項を理解するもの（基本助成対象者）（未加入会員）
- (3) 壮瞥地区の商工会一般会員であって、令和2年1月から5月までの内、何れかの月の売上高が前年同期比で20%以上減少している者（加算助成対象者）

## (助成金の申請)

第4条 前条の助成金の交付を受けようとするものは、基本助成額交付申請書（様式第1号）並びに加算助成額交付申請書（様式第2号）を、商工会長に提出しなければならない。

2 第2条第1号から第3号の助成金は、別表2に定める基準により算出された額とする。

## (助成金の交付決定)

第5条 商工会長は、前条の申請書（様式第1号又は様式第2号）を受理したときは、その内容を審査し適正と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第3号）により通知し交付決定を行うものとする。

2 第3条の第2号に定める者（未加入会員）は次に掲げる何れかの書類を添えなければならない

- (1) 開業届（税務署の收受印が確認出来るもの）の控え
- (2) 2019年分確定申告書及び決算書の控え
- (3) 営業許可書（保健所等の收受印が確認出来るもの）の控え

3 加算助成額交付申請書（様式第2号）の申請に際しては次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 2019年分確定申告書及び決算書の控え、減収月の事業収入額を示した書類（残高試算表など）

4 助成金の支給は、受付後10営業日以内に口座振り込みにより行う。

## (実績報告)

第6条 商工会は事業完了後2か月以内に実績報告書を所定の書式で壮瞥町長に提出する。

## 附 則

この要領は、令和2年5月7日より施行する。

別表1（第3条第2号関係）確認事項

- 1 令和2年4月1日以前から事業を行っている者
- 2 令和2年6月30日までに商工会に加入申込手続きを行い、商工会の会員資格を取得し、3年間事業を継続すること。
- 3 町や商工会が主催する事業や地域イベント等へ積極的に協力すること。
- 4 前2項が順守されない場合は、返還要請を行うことがあること。

別表2（第4条第2号関係）算出基準

<助成金支給額>

区 分		基本助成額	売上減少による加算助成額	
			20～50%未満	50%以上
商 工 会 員	法 人	200,000	50,000	100,000
	個 人	150,000	50,000	100,000
上記以外の者		50,000		